

神川町総合計画 基本5施策の歳出 主な内訳

- 1.安心できる子育てと生涯の学習を活かすまちづくり**
- 幼稚園・各小中学校教育振興事業 1億3,437万円
→教育環境の整備や学校施設の改修費等
 - 生涯学習活動推進事業 6,139万円
→公民館等社会教育施設の運営や生涯学習講座事業等
 - 給食センター管理運営事業 1億1,582万円
→給食調理や厨房用備品の更新
- 2.安全で快適に暮らせるまちづくり**
- 新神泉総合支所建設事業 3億9,899万円
→新しい神泉総合支所の建設
 - 道路新設改良事業 1億7,785万円
→幹線道路の拡幅、舗装等
- 3.健康で安心に満ちたまちづくり**
- 障害者総合支援事業 2億6,440万円
→障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業費
 - 各種検診・予防接種事業 1億2,968万円
→がん検診、新型コロナウイルス感染症予防接種事業等
 - こども医療費助成事業 4,076万円
→満18歳までの子どもに対する医療費助成
- 4.活力に満ち元気に働けるまちづくり**
- 農業振興事業 6,947万円
→降ひょう被害への支援や新規就農者への補助等
 - 商工振興事業 4,344万円
→プレミアム付き商品券事業や企業誘致奨励金等
- 5.町民と行政が協働し希望に満ちたまちづくり**
- 区長会組織等助成事業 1,287万円
→行政区への助成等
 - 広聴広報事業 449万円
→広報かみかわ発行、町ホームページの運営等

神川町では平成30年より新たな総合計画基本5施策をもとに具体的な事業を行っています。これらの事業により、町の将来像として掲げている「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい 神川」を目指しています。

令和4年度決算 新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策費用

項目	主な内容	金額
人件費	ワクチン接種事業に係る人件費等	944万円
物件費	委託料、消耗品、備品購入等 (ワクチン接種事業・小中学校の感染防止備品購入・自宅療養者への生活支援事業等)	5,360万円
扶助費・補助費等	町民への給付 (子育て世帯、住民税非課税世帯等臨時特別給付金・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金・運送業等への原油高騰対策支援金・農業者への物価高騰対策支援金等)	2億7,951万円
普通建設事業	公共施設感染対策改修(総合福祉センター改修等)	6,885万円
合計		4億1,140万円

特別会計

特別会計とは、特定の事業を行う場合や特定の収入に基づいた事業を行う場合、その事業に係る経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

特別会計名	歳入額	対前年増減率	歳出額	対前年増減率
国民健康保険	16億5,730万円	4.0%	16億4,055万円	5.8%
後期高齢者医療	1億6,316万円	15.1%	1億5,019万円	12.1%
介護保険	12億4,309万円	△0.2%	11億5,121万円	2.7%
町営バス	921万円	△4.4%	893万円	△5.3%
観光事業	2,228万円	△25.0%	1,809万円	△37.6%

水道事業(企業会計)

水道事業は、地方公営企業法に基づき経理され、利用者の水道料金などで運営されています。

区分	収入決算額	対前年増減率	歳出決算額	対前年増減率
収益的収入および支出	3億1,897万円	△0.4%	2億7,571万円	△0.2%
資本的収入および支出	1,767万円	135.2%	1億8,833万円	54.5%

下水道事業(企業会計)

下水道事業は、地方公営企業法に基づき経理され、利用者の下水道料金などで運営されています。

区分	収入決算額	対前年増減率	歳出決算額	対前年増減率
収益的収入および支出	1億4,762万円	-	1億1,973万円	-
資本的収入および支出	1,854万円	-	8,551万円	-

※下水道事業については令和4年度から企業会計に移行し、計上方法が令和3年度と異なるため対前年増減率を掲載していません。

健全化判断比率等について(令和4年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について公表するものです。詳しくは町ホームページをご覧ください。

1 健全化判断比率の状況

令和4年度決算	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	赤字額なし	赤字額なし	8.2%	-
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	

※早期健全化基準および財政再生基準とはいずれも国が定める基準で、この基準以上の場合には、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務付けられています。

2 資金不足比率の状況

令和4年度決算	水道事業会計	下水道事業会計	観光事業特別会計
	不足額なし	不足額なし	不足額なし
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%

※経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。